

各 位

会社名 N B C 株式会社
代表者名 代表取締役社長 石塚 昭夫
(コード番号 3534 東証第二部)
問合せ先 取締役管理部長 阿部 仁
(TEL. 042 - 582 - 2411)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年5月24日開催の取締役会において、平成19年6月28日開催予定の第101回定時株主総会に、下記の通り、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 公告に関する利便性の向上及び費用の削減を図るため、現行定款第5条(公告方法)を変更し、公告方法をインターネットのホームページ上に掲載する電子公告とするとともに、やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第24条(任期)につき所要の変更を行います。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成19年6月28日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成19年6月28日(木曜日)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 } (条文省略)	第 1 条 } (現行どおり)
第 4 条	第 4 条
(公告方法)	(公告方法)
第 5 条 当社の公告は、 <u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>	第 5 条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第 6 条 } (条文省略)	第 6 条 } (現行どおり)
第 21 条	第 21 条
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
第 22 条 } (条文省略)	第 22 条 } (現行どおり)
第 23 条	第 23 条
(任期)	(任期)
第 24 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第 24 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
<u>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	< 削 除 >
第 25 条 } (条文省略)	第 25 条 } (現行どおり)
第 51 条	第 51 条